

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
広陵町	馬見地区(下郷)	令和4年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	54.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	35.0 ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計	31.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	13.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	3.2 ha

- 注1:③の「71才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農業者の高齢化が進行しており、また、後継者の目処が立たない農家も多く、後継者・担い手の確保が急務であるが、農業の収益性の低さや経営コストの高さから新規就農を目指す人が出てこないほか、就農に向けた指導を行える人材が地区内にいないことも課題となっている。

農地に関しては、農機具が入りにくい狭小、不整形な農地のほか、農業用水の流入しにくい農地など耕作条件の悪い農地が多く、耕作放棄地化しているところもある。耕作放棄地を食い止め、効率的な農業を進めるには農地の大区画化や施設改修など耕作条件の改善が必要となっている。

また、開発の進行による農地の減少やスプロール化も進行しているほか、新興住宅地への住民の流入により、これまで慣行で行ってきた農業(主に野焼き)に対しての苦情やトラブルが増えてきており、野焼きができないことによる収穫後の農業残渣の処理などの問題も生じている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

担い手のいない農地について、認定農業者、認定新規就農者や集落営農組合といった中心経営体に集積を図る。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
その他	営農組合(齊音寺地区)	—	0.0 ha	水稻	1.5 ha	馬見地区(下郷)
認農	担い手A	水稻+野菜	0.6 ha	水稻+野菜	1.0 ha	馬見地区(下郷)
認農	担い手B	水稻+野菜	0.4 ha	水稻+野菜	0.9 ha	馬見地区(下郷)
その他	担い手C	水稻	0.2 ha	水稻	0.5 ha	馬見地区(下郷)
その他	担い手D	水稻	0.4 ha	水稻	0.9 ha	馬見地区(下郷)
			ha		ha	
計	5人		1.6 ha		4.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の集積にあたっては、農地中間管理機構の活用を検討する。
収益性の高い小麦や野菜などの作付を推奨するとともに、販売ルートの開拓など流通機構の整備を行い、農業者の経営規模の拡大を図る。